

福祉医療費（連記式）明細書の光ディスク等を使用した電子請求（電子レセプトの請求）について

（第4版）

群馬県国民健康保険団体連合会

## 改訂履歴

版数	日付	改訂内容
第1版	平成21年7月1日	・初版
第2版	平成24年4月1日	・福祉医療費（連記式）電子レセプト作成ソフトウェアバージョンアップ後（Windows 7対応版）の内容に改訂
第3版	平成27年1月5日	・福祉医療費（連記式）電子レセプト作成ソフトウェアバージョンアップ後（平成27年1月制度改正対応版）の内容に改訂 ・福祉医療費（連記式）電子レセプト作成ソフトウェア稼動条件について、Windows XPの対応終了及びWindows 8の対応を追加
第4版	平成28年7月22日	・電子媒体請求促進に伴い修正



## 1. 福祉医療費（連記式）電子レセプトの請求について

平成21年9月請求分から、福祉医療費【連記式】明細書（以下、「連記式明細書」という。）の請求について、従来の紙ベースでの請求に加え、光ディスク等（CD-R、FD、MO）を使用した福祉医療費（連記式）電子レセプト（以下、「電子レセプト」という。）の請求が可能となりました。

群馬県国民健康保険団体連合会（以下、「連合会」という。）では電子レセプトの請求を行うため、2通りの方法（「インターフェース仕様に基づく電子レセプトの請求方法」「福祉医療費（連記式）電子レセプト作成ソフトウェアを利用した請求方法」）を用意いたしましたので、保険医療機関等の実情に応じたいずれかの方法で請求することができます。電子レセプトの請求方法の概略につきましては、以下のとおりとなります。

### 1.1. インターフェース仕様に基づく電子レセプトの請求方法について

福祉医療費（連記式）請求に係る電子レセプトのインターフェースは、本会ホームページに掲載している「福祉医療費（連記式）電子レセプトインターフェース仕様書」となります。

仕様書と同じフォーマットにより電子レセプトを作成の上、光ディスク等電子媒体に記録し、連合会へ御提出ください。

なお、電子レセプト作成に係るレセプトコンピュータの対応等につきましては、御使用のレセプトコンピュータの業者と調整をお願いいたします。

### 1.2. 福祉医療費（連記式）電子レセプト作成ソフトウェアを利用した請求方法について

連記式明細書による紙ベースでの請求に代替する手段として、電子レセプトを作成するための簡易ソフトウェア「福祉医療費（連記式）電子レセプト作成ソフトウェア」を提供いたします。

本ソフトウェアで入力した請求データを電子媒体に記録の上、提出していただくことで連記式明細書の提出が不要となります。

なお、本ソフトウェアは保険医療機関等で導入しているレセプトコンピュータと連動することはできません。

また、入力内容から福祉請求額等の自動計算は行いません。

#### 1.2.1. 福祉医療費（連記式）電子レセプト作成ソフトウェアの特徴

- ・ 簡易入力チェックを行い、必要項目の漏れ、誤りを防ぎます。
- ・ 請求データの新規入力、削除、登録済みデータの訂正が可能です。
- ・ 登録済みデータについては条件を入力していただくことにより容易に検索可能です。
- ・ 一般的な電子媒体である CD-R、FD、MO への書き込みに対応しています。
- ・ 入力済みデータを一覧形式の帳票に出力することが可能です。
- ・ 受給者情報を保持し、福祉受給者番号を入力し検索することで氏名、生年月日等の入力を省略することが可能です。

#### 1.2.2. 福祉医療費（連記式）電子レセプト作成ソフトウェア稼動条件

- ・ オペレーティングシステム  
Windows 7 の場合、「32bit 版」または「64bit 版」  
Windows 8 の場合、「32bit 版」または「64bit 版」  
※Microsoft 社の OS サポート終了に伴い、平成27年1月版から Windows XP には対応しておりません。  
※Windows 8 はインストール時にインターネットの接続が必要です。
- ・ コンピュータ（ノート型、デスクトップ型いずれでも可）  
インストール用に 1GB 以上の空き容量  
使用時に 100MB 以上の空き容量  
メモリ 1GB 以上推奨

- 1024×768 表示可能なディスプレイ
- インストール用に CD-R 読取装置（内蔵・外付いずれでも可）
- CD-R、FD、MO いずれかの書込装置（内蔵・外付いずれでも可）
- A4 印刷可能なプリンタ
- ・ その他ソフトウェア
  - Adobe Acrobat Reader X 以降
  - Microsoft Office 2007 以降

### 1.3. 電子媒体請求の方法

オンラインによる請求は対応しておりませんので、光ディスク等（CD-R、FD、MO）の媒体に記録して期日までに連合会へご請求ください。

なお、レセプト電算処理システムに参加して媒体で請求している医療機関等におきましては、媒体を分けて記録をお願いいたします。

受付をした媒体は返却いたしません。連合会で一定期間保管した後、適切に処分いたします。

### 1.4. 電子媒体請求の特徴

- ・ 電子媒体請求は、請求書及び総括表は不要となります。
- ・ 媒体提出後に追加請求がある場合、追加分のみを受け付けることはできませんので、全件レセプトで再作成の上、再請求していただくか、翌月以降の請求をお願いいたします。
- ・ 電子請求した電子レセプトが返戻となった場合は、連合会で「返戻レセプトリスト」及び「福祉医療費【連記式】明細書（返戻分）」を出力し紙で返戻いたします。
- ・ 返戻された連記式明細書（過誤も含む）の再請求は、当月請求分と併せて電子での請求をお願いいたします。

## 2. 福祉医療費（連記式）電子レセプト請求の流れ

### 2.1. 福祉医療費（連記式）電子レセプト請求フロー

福祉医療費（連記式）電子レセプトによる請求データに関する通常の流れは、以下のとおりとなります。

説明	保険医療機関等	群馬県国保連合会	留意点
<p>&lt;電子レセプトデータ作成&gt;            保険医療機関等にて、福祉医療費（連記式）請求データの作成を行います。作成した電子レセプトデータを媒体に保存し、連合会へ提出してください。</p> <p>&lt;受付審査等&gt;            連合会にてエラーチェック等を行い支払確定となったデータは、「福祉医療費【連記式】明細書」をシステムにて作成し、請求先市町村へ送付します。            返戻データは「福祉医療費【連記式】明細書（返戻分）」及び「返戻レセプトリスト」をシステムにて作成し、医療機関等へ返却します。</p> <p>&lt;再請求&gt;            返戻となった「福祉医療費【連記式】明細書（返戻分）」は「返戻レセプトリスト」に記載の返戻事由を確認の上、請求内容を訂正し電子レセプトによる再請求をお願いします。</p>			<p>請求データは毎月10日迄に連合会へ提出してください。</p>

### 3. 福祉医療費（連記式）電子レセプト請求の注意点等

#### 3.1. 確認試験（任意）の手順

- 3.1.1. 確認試験は任意ですが、希望する場合は「光ディスク等を用いた福祉医療費（連記式）の請求に係る確認試験依頼書」を添えて、電子媒体請求を開始する前月10日までに提出してください。
- 3.1.2. 連合会から「光ディスク等を用いた福祉医療費（連記式）の請求に係る確認試験結果連絡書」を送付いたしますので、当該連絡書に基づき、本番に移行いただくか、再試験をお願いします。
- 3.1.3. 再試験をする場合は、再度、連合会へ「光ディスク等を用いた福祉医療費（連記式）の請求に係る確認試験依頼書」を添えて、電子媒体請求を開始する前月10日までに提出してください。

#### 3.2. 本請求の注意点等

##### 3.3.1. 請求に関する事項

- 3.3.1.1. 請求については、福祉医療費（連記式）明細書情報を記録した光ディスク等に送付書を添付の上、所定の期日（毎月10日）までに本会へ提出してください。  
なお、光ディスク等へは、次の事項を記載してください。

- ① 「福祉医療費（連記式）」
- ② 科別（医科・歯科・調剤・訪問）
- ③ 保険医療機関等コード
- ④ 保険医療機関等名称
- ⑤ 診療（調剤）年月
- ⑥ 提出年月日

おって、提出していただいた光ディスク等は、返却致しません。本会にて一定期間保管後、適切に処分させていただきますので、ご承知置き願います。

- 3.3.1.2. 光ディスク等の提出にあたっては、破損等を防止するため、保護ケースを使用してください。
- 3.3.1.3. 本会に提出した光ディスク等が傷等の理由から読み取りができない場合は、ご連絡いたしますので、再提出をお願いします。
- 3.3.1.4. レセプト電算処理システムに参加して光ディスク等で請求している保険医療機関等におきましては、別の光ディスク等を使用していただくようお願いいたします。
- 3.3.1.5. 記載事項の不備等がある場合は、返戻リスト及び連記式明細書を紙面にて返戻いたします。
- 3.3.1.6. 返戻された連記式明細書を再請求する場合は、当月請求分と併せて光ディスク等にデータを格納し、提出してください。